

THE ROTARY CLUB OF NAGOYA-CHIKUSA



WEEKLY

なごや
ちくさ

題字 黒野 貞夫

名古屋千種ロータリークラブ
承認 1982年 8月24日
例会日 火曜日 12:30
例会場 愛知厚生年金会館
事務局 ☎763-5110
会長 野村 義雄
幹事 深見 章
会報委員長 北野 寿三郎

No. 12

ROTARIANS-UNITED IN SERVICE
DEDICATED TO PEACE

ロータリアン——

奉仕に結束—平和に献身

1987~88年度 R I 会長 チャールズ・C.ケラー

第256回例会 昭和62年 9月29日(火) 晴

◇“奉仕の理想”

◇出席報告

会員 55名 出席 38名
出席率 69.09%
前回 9月22日 (修正出席率) 100%

◇ビジター紹介

名古屋東RC 余語 栄三特別代表 他3名

◇お誕生日祝福

林君(9/17)、黒野夫人(9/30)、西川夫人(10/5)

◇ニコボックス

特別代表 余語 栄三君 つまらぬ本をもらっていただきありがとうございます。

池田 隆君 しばらくの間休みました。ごめんなさい。

菅原 宣彦君 みなさんのお顔が懐かしい程ホームクラブ欠席いたしました。

通産省、社団法人日本フィットネス産業協会を設立、初代会長に推挙され、就任いたしましたお祝いに。

小笠原 清君 早退させていただきます。

笹野 義春君 少し遅れて申し訳ありません。

林 淳三君 和田先生先日は子供がお世話になりました。有難うございます。誕生日祝い。

和田 正敏君 早退致します。バッチ忘れしました。

武内 清君 早退します。

小坂井 盛雄君 先回のゴルフ会で優勝させて頂きました。

黒野 貞夫君、西川 豊長君 夫人誕生日祝い。

◇深見幹事報告

1. 本日例会終了後、理事役員会を開催いたしますので、理事役員の方は2F橋の間にお集まり下さい。
2. 名古屋東RC 余語 栄三君より記念出版

(ピラミッド)をいただいておりますので、お帰りにお持ち下さい。

3. 「ロータリー役員必携」の御案内がきておりますので、ご希望の方は事務局までお申し込み下さい。

◇バナー紹介

Hawaii Kai RC 池田 隆君

◇野村会長挨拶

本日は余語特別代表はじめ3名のお客様をお迎えして例会を開催出来ますことは、誠に幸せと存じます。

長い残暑も漸く終り秋風のさわやかな季節となって参りました。夏場の体力消耗を回復され、益々お元気で活躍の程を念願致します。只今、余語特別代表より喜寿の記念として、お自身でおとりになったピラミットの写真集と解説の立派な本を頂戴致しました。本当にありがとうございます。

さて9月8日のガバナー公式訪問の際、ガバナーよりご指摘のありました事等につきましてのご報告がおそくなり申し訳ございません。15日は敬老の日のため例会は休会、22日は夜間例会でしたので、本日簡単にご報告致します。

1. クラブアセンブリは最低でも年6回はやって欲しい。(本年度5回の計画です)
2. 職業分類は年度が変わったらすぐ見直して、8月30日迄に、未充填を別記して整備しておくこと。その際、必ずしもR Iの分類にこだわらず、最近の情勢を踏まえて、自らのクラブに合った分類をされたいと思う。
3. 職業分類のグループの中で、同一グループの会員が、全会員の10%以内であることが望ましい。
4. 出席率が他クラブとの比較で、余りいいとは言えないので努力して欲しい。

5. 会員増強について

小人数ではクラブ運営は仲々難しい。会員増強は是非やられるべきことと思う。

質か量かという問題は同様のウエイトと考えて欲しい。

良い世評で、仲良くやれるか、例会に出席してくれるか、で決めればよいと思う。

6. 新入会員の教育は、会長の客として夫人と共に例会に出席させて、夫人によく認識して貰う様にし、紹介者は新入会員を他クラブへメイクアップに連れていったりして、他クラブの勉強をする様にしたらいいと思う。その間3~4ヶ月をかけたらどうか。
 7. ニコボックスの予算が人数に比べ多い様に思うが無理は起りませんかとの質問があり、過去の実績よりみて無理はないとの回答が行われた。
 8. 歴代会長の日を設けましたことについて、大変高い評価を受けました。
- 概ね以上の様なご指摘、討議等が、正副会長、エレクト、正副幹事とのミーティング並びに例会後に持たれたクラブアセンブリーで行われましたことをご報告致します。

◇ 講演

“労働基準法の改正について
週40時間時代の到来”

愛知労働基準局長

小野 良二 氏 (紹介 秋山君)



1. 賃金の支払

命令で定める賃金について、命令で定める確実な支払の方法による場合は、通貨以外のもので賃金を支払うことができる。

2. 労働時間

(1) 原則

1週40時間、1日8時間とする。ただし、当分の間、週労働時間は命令で定める時間とし、週40時間に可及的速やかに移行するため、労働者の福祉、労働時間の動向等を考慮し、段階的に短縮するものとする。この場合、一定の規模以下又は一定の業種の事業については、一定の猶予期間を設ける。

(2) 変形労働時間制等

イ. 原則的な変形労働時間の最長期間

現行の4週間を1カ月とする。

ロ. フレックスタイム制

労使協定により、1カ月以内の平均

が法定の過労働時間の範囲内であれば、フレックスタイム制をとることができる。

ハ. 3カ月単位の変形労働時間制

労使協定により、3カ月以内を平均して週40時間(一定の規模以下の事業については命令で定める時間。ニにおいて同じ)を超えない範囲で変形労働時間制をとることができる。

ただし、1日及び1週の労働時間並びに連続して労働させる日数については、命令で定める時間又は日数を限度とする。また、労使協定は届出なければならない。

ニ. 1週単位の非定形的変形労働時間制

一定の業種、規模以下の事業については、労使協定により1週40時間(一定の規模以下の事業については命令で定める時間)を超えない定めをすれば、1日について10時間まで労働させることができる。この場合、各日の労働時間をあらかじめ労働者に通知しなければならない。また、労使協定は届出なければならない。

3. 時間計算

(1) 事業場外労働

労働時間の算定が難しい場合は、所定労働時間又は通常必要とされる時間労働したもののみなす。

(2) 裁量労働

研究開発等の業務に従事する労働者の労働時間の算定については、労使協定で定めることができる。労使協定は届出なければならない。

4. 年次有給休暇

(1) 最低付与日数

現行の6日を10日とする。ただし、300人以下の事業については、法施行後3年間は6日、その後3年間は8日とする。

(2) 所定労働日数が少ない場合の付与日数

通常の労働者の所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数とする。

(3) 計画的付与

5日を超える部分については、労使協定により、計画的に付与することができる。

(4) 不利益取扱いの禁止

有給休暇を請求した労働者に対して、賃金の減額その他不利益を取扱いをしないようにしなければならない。

◇ 大口君よりニューヨークからのお知らせ

観光する暇もなく、大学に缶詰でがんばっています。皆さんにどうぞよろしく、とのことでした。

◇ 例会変更のお知らせ

名古屋和合R C 10/7(木) F.S.M.の為、かすが荘にてP M 5:30より

◇ 次回例会(10月6日)

講演 “生命維持に奉仕する細胞”

会員 江崎 民夫 君